

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」(<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>)に掲示し、平成19年8月29日まで縦覧に供する。

平成19年7月10日

香川県知事 真鍋武紀

1 申請のあつた年月日

平成19年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人さぬき映画俱楽部

川北 文雄

高松市浜ノ町69番地32号

3 定款に記載された目的

この法人は、主として香川県における映画・映像文化の振興に関する事業を行い、地域文化の活性化、ふるさと香川の魅力の再発見、イメージアップに寄与することを目的とする。